

条項	ページ	変更後(新)	ページ	変更前(旧)	変更根拠・理由
対応要領タイトル	P.1	「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」	P.1	「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」	「岡山県における」を入れる
対応要領第1条	P.1	「岡山県知事部局、議会事務局及び行政委員会(教育委員会及び公安委員会を除く。以下この対応要領において同じ。)に属する職員」	P.1	「岡山県職員(知事部局に属する職員とする。)」	他県(千葉県)の対応要領を参考(警察本部、教育委員会は別途作成)
対応要領第1条	P.1	(削除)	P.1	「岡山県の事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消について、」	国・他県の対応要領の表現に合わせる。
対応要領第2条	P.1	「障害者」	P.1	「障害のある人」	国・他県の対応要領の表現に合わせる。 ・委員(平松委員)から関連意見有
対応要領第2条	P.1	(以下の文章を追加) 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)」	P.1		・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。 ・委員(石原委員)から関連意見有
対応要領別紙(以下同じ)タイトル		「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領に係る留意事項」		「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領に係る留意事項」	「岡山県における」を入れる
第3 不当な差別的取扱いの具体例	P.1	「○障害があることを理由に対応の順序を後回しする。」	P.1	「○障害があることを理由に対応の順序を並後させる。」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに修正された。本県でも同様に修正する。
第3 不当な差別的取扱いの具体例	P.2	(以下の文章を追加) 「○身体障害者補助犬の同伴を拒否する。」	P.1		他県(広島県)の対応要領を参考
第4 合理的配慮の基本的な考え方	P.3	「家族、支援者・介助者、法定代理人等」	P.3	「家族、介助者等」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。
第5 過重な負担の基本的な考え方	P.3	(削除)	P.3	「○事務・事業規模」 「○財政・財務状況」	・審議会委員(山田委員)から関連意見有 ※福祉事業者の国対応指針には記載されている。県によっては記載しているところもあれ(長野県等)ばないところもある。
第6 合理的配慮の具体例 1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例	P.4	(以下の文章を追加) 「○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある人に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」	P.4		・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。
第6 合理的配慮の具体例 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例	P.4	「拡大文字等」、「異なり得る」	P.4	「拡大文字など」、「異なりうる」	語句修正(国の対応要領最終版に合わせる)
第6 合理的配慮の具体例 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例	P.5	「比喻表現等が苦手な障害のある人に対し、比喻や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。」	P.4	「比喻表現等が苦手な障害のある人に対し、比喻や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。
第6 合理的配慮の具体例 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例	P.5	「障害のある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて渡す。」	P.5	「知的障害のある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて渡す。」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに修正された。本県でも同様に修正する。
第6 合理的配慮の具体例 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例	P.5	(以下の文章を追加) 「○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。 ○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」	P.5		・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。
第6 合理的配慮の具体例 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例	P.5	「スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」	P.5	「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに追加された。本県でも同様に追加する。
第6 合理的配慮の具体例 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例	P.5	「他者との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害のある人に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」	P.5	「他者との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害のある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。」	・県審議会・協議会後に発表された国対応要領(最終版)で新たに修正された。本県でも同様に修正する。
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(障害特性に応じた対応の具体例)	P.6	「障害のある人と接する際には、それぞれの特性に応じた対応が求められる。主な障害特性と対応時に配慮すべき事項については、次のようなものがある。また、障害が多様化・重複化している中で、それぞれの個性に適切に対応していくことが大切である。」	P.6	「障害のある人と接する際には、それぞれの特性に応じた対応が求められる。代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項については、次のようなものがある。」	岡山県知的障害者福祉協会の意見を反映

条項	ページ	変更後(新)	ページ	変更前(旧)	変更根拠・理由
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(1)視覚障害	P.7	(主な対応として以下の文章を追加する) 「 <u>〇声だけだと分かりづらいこともあるので、軽く肩に触れて「こんにちは。何かお手伝いすることありませんか。」と声がけすると気がしやすい。この時、恥ずかしがらずに行うことが大切である。</u> 〇 <u>例えば、視覚障害のある人は、信号機のある交差点で、赤になったとか青になったとかわからないことが多いので、白杖を持っている人を見かけたときに、「信号が変わりましたよ。」と軽く肩に触れて声がけをする。</u> 」	P.7		岡山県視覚障害者協会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(2)聴覚・言語障害((新)(2)聴覚障害(3)音声・言語障害)	P.9 ~P.11	「(2)聴覚障害」 「(3)音声・言語障害」	P.9~ P.11	「(2)聴覚・言語障害」	障害種別の整理
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(2)聴覚・言語障害((新)(2)聴覚障害(3)音声・言語障害)	P.9 ~P.11	(別添対応要領留意事項のとおり)	P.9~ P.11	(別添対応要領留意事項のとおり)	〇岡山県聴覚障害者福祉協会の意見(意見書の提出有)を反映 〇岡山県身体障害者福祉連合会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(4)盲ろう	P.14	(主な特性として以下の文章を追加する) 「 <u>〇ろうベースで、のちに見えなくなる人が多く、点字を身につけるのに時間がかかる人が多い。</u> 」	P.12		岡山盲ろう者友の会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(4)盲ろう	P.15	(主な対応として以下の文章を追加する) 「 <u>〇様々な絵、文字、表示等のコントラストをはっきりさせ視認性に配慮する。</u> 〇 <u>会議等で事前に資料を送付する場合は、文章を読み取れるように予め点訳することもあり時間を要するので、1週間程度前に送付するよう配慮する。</u> 」	P.13		岡山盲ろう者友の会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(8)難病	P.23	「【①障害の概要】5行目 難病における大きな問題として、病気を抱えながら」	P.21	「【①障害の概要】5行目 難病における大きな問題として、病気をもちながら」	岡山県難病団体連絡協議会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(10)知的障害	P.27	「(障害の概要として以下の文章を追加する) 「 <u>また、発達障害と重複する人もいる。</u> 」」	P.25		岡山県知的障害者福祉協会の意見を反映
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(10)知的障害	P.28	「■その他配慮すること 〇「赤信号でも渡る」「車が来ても避けられない」「遮断機が下りても線路に入る」等危険が分からず、助けを求められない場合がある。そのようなときは、 <u>命に関わる危険な場面であり、まず、安全確保を優先した後、やさしく声をかけ危険であることを知らせることが大切である。</u> 」	P.26	「■その他配慮すること 〇「赤信号でも渡る」「車が来ても避けられない」「遮断機が下りても線路に入る」等危険が分からず、助けを求められない場合がある。そのようなときは、やさしく声をかけ危険であることを知らせることが大切である。」	その他意見
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(11)発達障害	P.29	(別添対応要領留意事項のとおり)	P.28	(別添対応要領留意事項のとおり)	委員(中島委員)による修正を反映 基本的に「バリアフリー社会のおもいやり」の表現と統一
第6 合理的配慮の具体例 4 障害特性に応じた留意点について(12)精神障害	P.34	「 <u>統合失調症</u> 」	P.29	「 <u>総合失調症</u> 」	修正